

資料編 (文部省報告等)

- (1) 登校拒否（不登校）問題について ～児童生徒の「心の居場所」づくり
を目指して～（平成4年3月13日）【抜粋】

登校拒否問題に対応する上での基本的な視点

- ① 登校拒否は誰にでも起こりうるものであるという視点に立ってこの問題をとらえていく必要があること。
- ② いじめや学業の不振，教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して登校拒否になってしまう場合がしばしばみられるので，学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。
- ③ 学校，家庭，関係機関，本人の努力等によって登校拒否の問題はかなりの部分を改善ないし解決することができること。
- ④ 児童生徒の自立を促し，学校生活への対応を図るために多様な方法を検討する必要があること。
- ⑤ 児童生徒の好ましい変化は，たとえ小さなことであっても，これを自立のプロセスとしてありのままに受けとめ，積極的に評価すること。

- (2) いじめの問題に関する総合的な取組について ～今こそ，子どもたちのために我々一人一人が行動するとき～（平成8年7月26日）【抜粋】

いじめの問題に関する基本的認識

- ① 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ④ いじめの問題は，教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑤ 家庭，学校，地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって真剣に取り組むことが必要であること。